

久喜市PFI等審査委員会条例

（設置）

第1条 本市におけるPFI等に関し、競争性、公平性及び透明性を確保し、必要な事項を審査するため、PFI等の導入を検討する事業ごとに、久喜市PFI等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（定義）

第2条 この条例において「PFI等」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の規定による手続その他の公共施設等の整備等における民間の資金、経営能力、技術的支援等を活用する手法による手続をいう。

（所掌事項）

第3条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議又は審査をし、その結果を市長に答申するものとする。

- （1） PFI法第5条第1項に規定する実施方針の策定に関する事項
- （2） PFI法第7条の規定による特定事業の選定に関する事項
- （3） PFI法第8条第1項の規定による民間事業者の選定に関する事項
- （4） 前3号に掲げるもののほか、PFI等に関し必要な事項

（組織）

第4条 委員会は、委員7人以内で組織する。

（委員の委嘱）

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 学識経験を有する者
- （2） 市職員
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、その者の委嘱又は任命に係る第3条各号に掲げる事項に関する審議又は審査が終了するまでとする。

（委員長及び副委員長）

第7条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によってこれを定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

（委員の責務）

第9条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、審査事項に関して利害関係を有する場合は、その議事に加わることができない。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、PFI等による事業を所管する所属所において処理する。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。